

寄付受入れ細則

制定 平成 29 年 1 月 16 日

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という。）における金銭及び金銭以外の資産の寄付受入れ及び管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則における用語の定義は以下の通りとする。

- (1) 金銭 現金（通貨のほか、郵便為替証書その他随時に通貨と引き替えることができる証書）及び預金（当座、普通、定期預金および金銭信託その他これらに類するもの）をいう。
- (2) 金銭以外の資産 金銭を除く資産をいう。

(寄付)

- 第3条 本会に対する寄付の申し出を受けた者は、速やかに事務局長に報告しなければならない。
- 2 1 件 10 万円以上の金銭及び金銭以外の資産の寄付受入れの可否は、理事会で決定する。
 - 3 1 件 10 万円未満の場合、事務局長は、理事会へ寄付の申し出があったことを報告する。

(募金及び助成金)

第4条 寄付を募る場合並びに外部団体及び地方自治体等からの助成金に応募する場合は、事務局長に報告し理事会の承認を得るものとする。ただし、予算に計上されているものは除く。

(寄付受入れの報告)

第5条 寄付を受け入れた場合、募金が完了した場合もしくは助成金が交付された場合は、事務局長はその旨を遅滞なく理事会に報告するものとする。

(領収証及び礼状の発行)

第6条 寄付を受け入れた場合は、理事長名で領収証及び礼状を発行するものとする。

(その他)

第7条 寄付を受け入れた場合は、その大小にかかわらず、会報にその旨記載する。寄付者

から匿名希望がある場合は、それに従うこととする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

この細則は、平成 29 年 1 月 16 日から施行する。

(管理責任者 事務局長)